

## つくば市幼稚園新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

このガイドラインは、国や県の方針を参考に作成しています。市内の感染状況により、改訂・追加を行う場合があります。

### ○教職員用

- 毎朝自宅で検温し体調確認を行い、結果を管理職に報告する。
- 状況に応じてマスクを着用し手洗いを励行するなど、感染防止に最大限の注意を払い、次に示す園児への指導に当たる。
- 保育の性質上、顔の表情や口に動きを見せるために、マスクを着用せずフェイスシールドやマウスシールドを使用する場合は、十分な身体的距離をとるようにする。

### <マスクの着用について>

- どの場面であっても、マスクの着用については一律に求めない。ただしマスクの着用を妨げるものではない。熱中症が心配される場面など、状況に応じてマスクを外す指導をする。
- マスクの着用が不要な場面においては、児童生徒の心情等に適切な配慮を行ったうえで、積極的にマスクを外すよう促す。
- 施設内に感染者が生じている場合は可能な範囲でマスク着用を求める。ただし、この場合、保護者の理解を得るようにする。

### <登降園>

- スクールバスで登降園する際は、できるだけ座席の間隔を空けるとともに、会話を控えさせる。また、定期的に窓を開け換気を行う。運行前には、ドアノブ等の消毒を行う。

- 登園の際、昇降口で手指の消毒を行わせる。  
※消毒液等に対するアレルギーがある園児には、その使用を強制しないこと。
- 園児が持参した「健康観察表」を確認し、症状にチェックがあった場合は早退を促す。なお、「健康観察表」を持参しなかった園児についても別室にて検温及び健康観察を行い、異常があった場合は早退を促す。
- 登降園時には、昇降口に密集しないよう、1メートルを目安に空けるよう誘導するなど、各園の実情に合わせて対応する。
- コロナウイルス感染に対する不安があり登園しない、また、出席停止措置により自宅待機中の園児に対しては、電話やポスティング等で確実に連絡を取り合う。
- 以下の場合には出席停止として扱う。
  - ・園児の感染が判明した場合
  - ・園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・感染が疑われる場合（PCR及び抗原検査を受けた場合）
  - ・登園前の検温で平熱より高い場合や咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合
  - ・同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
  - ・海外から帰国した園児が自宅等での待機を要請された場合
  - ・感染症に係るワクチン接種を受ける場合またはワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合
  - ・上記ではないが、保護者が感染を心配して休ませたいと申し出があり、合理的理由が認められる場合

## ＜園生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いをさせるようにする。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗わせる。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はさせないようにする。
  - ① 外から教室に入るとき
  - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
  - ③ 給食の前後
  - ④ トイレの後
  - ⑤ 共有のものをさわったとき※石けん等に対するアレルギーがある園児には、その使用を強制しないこと。

- 大勢がよく手を触れる場所等（電気のスイッチ、蛇口、ドアノブ、手すりなど）について、1日1回程度消毒を行う。
- トイレ、洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃を行い特別な消毒作業の必要はない。トイレの清掃については、当面の間、教職員が行う。
- 換気は、気候上可能な限り常時2方向（対角にあけると効率的）の窓を開ける。エアコン使用時やストーブ使用時にも換気に留意する。換気をする場合は、窓を開ける幅は10～20 cm程度を目安とするが、上部の小窓や廊下側の窓・欄間を全開にするなどして空気が流れるよう工夫してもよい。
- 常時換気が難しい場合は、少なくとも休み時間ごとに、できれば30分1回は、数分間程度、2方向の窓を同時に全開にしたり（対角線上の窓を開けることが効果的）、補完的にサーキュレーターを活用するなどして、可能な限り換気を確保する。（※政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言では、二酸化炭素濃度1000ppm以下に維持することが望ましい、としている。）
- 換気による体感の個人差については、服装で柔軟に対応できるよう配慮する。

## <保育中>

- 熱中症への対応を優先させ、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時などは、マスクを着用している園児に対してマスクを外すように指導する。その際には、換気や園児間の距離の確保などを配慮する。
- 保育中にはこまめに水分を補給させるとともに、熱中症の対策も十分に行う。
- 保育中は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控えたりするようにさせる。
- 園児の体調が悪くなったときは、別室で休養させ、速やかに保護者に連絡する。

- 保育時は3密をさけるようにし、指導計画の見直しや保育形態の工夫を行う。感染のリスクが高い保育活動は、茨城県コロナ Next の対策 Stage のレベルに限らず、回数や時間、内容を検討し、感染症対策を十分に行った上で実施できるものとする。
  - ＜例＞・狭い空間や密閉状態での歌や身体の接触する活動
    - ・クッキング
    - ・運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動
    - ・合同保育や集会形式の保育形態
- 保育室内の机・椅子の配置は、1メートルを目安に空けるとともに、できるだけ重なり合わないようにする。
- できるだけ個人の保育用品を使用させ、園児同士の貸し借りはさせない。
- 遊具等を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- 「Stage2」以上の場合、運動遊びについては熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施する。プレイルーム等など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。また、プレイルーム等のドアや窓などを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用などの感染拡大防止のための措置を講じる。
- 教職員は、原則として運動遊び中もマスクを着用する。ただし、園児への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。

## ＜給食＞

### (1) 配膳時について

- 給食当番や配膳をする教職員は、「給食当番チェック表」を使用して給食当番が可能な体調を点検し、記録する。
- 衛生的な服装を徹底する。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用后、他の人のものと一緒にならないようにする。
- 園児等全員が食事の前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底させる。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はさせない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとるなど、幼稚園の状況に応じた配慮を行う。

- おかずや汁物は、なるべく教職員が盛り付けを行う。
- なるべく食べきれる量を配膳し、一度盛り付けたものを食缶に戻したり、園児同士の給食の交換はさせない。
- 盛り付けの際は、複数の人が同じトングを使うことは避ける。
- おかわりの配膳は、教職員が行う。

#### (2) 会食時について

- 会食時は、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしないなどの座席配置を工夫したり、大声の会話を控えさせたりするなどの対応を行う。大きい声でなければ会話は可能とする。また、可能な範囲で適切な換気の確保に努める。
- 教室以外の場所も利用し、食事場所を分散させる等の工夫をする。

#### (3) 後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。(グループで分担しない。)

### <幼稚園で感染者が発生した場合の臨時休園等について>

- 園児もしくは教職員の感染が確認された場合は、園内の消毒や検査のため必要に応じて数日間の学級閉鎖を行う。その後、陰性の検査結果が出た園児は登園を再開する。

#### 参考

児童生徒もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準

[https://www.city.tsukuba.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/001/012/295/hankjjun.pdf](https://www.city.tsukuba.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/012/295/hankjjun.pdf)

### <心のケアについて>

- 感染への不安、感染による療養から幼稚園生活に戻ることに不安、制限された生活へのストレス等について、普段からの観察やアンケート調査、個人面談等による園児の心の変化の把握に努め、心配される園児には、担任による相談等の実施やカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行う。

- 園児の変化には、担任が一人で抱え込むことなく、気付いたことを共有し、組織での対応を徹底する。
- 感染者や濃厚接触者、医療従事者の家族、外国籍園児等への差別や偏見、いじめは、絶対に許さないことの指導を徹底する。

## ○保護者・園児用

### <マスクの着用について>

- どの場面であっても、原則、マスクの着用は不要。ただしマスクを着用してもよい。ただし、熱中症が心配される場面など、状況に応じてマスクは外す。
- 施設内に感染者が生じている場合はなるべくマスクを着用する。ただし、体調等によってマスクを着用しなくても構わない。

### <登降園>

- 毎朝、自宅で検温し、「健康観察表」に記入、幼稚園に持参する。
- 検温において、平熱より高い場合や風邪の症状がある場合は自宅で休養する。

#### ※出席停止の扱いになる場合

- 園児の感染が判明した場合
  - 園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - 感染が疑われる場合（PCR及び抗原検査を受けた場合）
  - 登園前の検温で平熱より高い場合や咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合
  - 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
  - 感染症に係るワクチン接種受ける場合またはワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合
  - 海外から帰国した園児が自宅等での待機を要請された場合
  - 保護者から、感染を心配して休ませたいのと申出があり、合理的理由が認められる場合
- 水分をこまめに補給するための水筒を持参する。
  - 外したマスクを入れるための袋は持参する。また、登降園中はこまめに水分補給を行う。

- 登園の際、昇降口周辺で手指の消毒を行う。
- 換気による気温の体感変化については、各自が判断し服装で調整する。

## ＜園生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いをを行う。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗う。  
また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共有はしない。
  - ① 外から教室に入るとき
  - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
  - ③ 給食の前後
  - ④ トイレの後
  - ⑤ 共有のものをさわったとき※石けん等に対するアレルギーがある場合には、必ずしも使用しなくてよい。
- 保育中は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びをしたりすることは控える。
- 給食の配膳時は、衛生的な服装をする。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用后、他の人のものと一緒にしないようにする。
- 手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はしない。

以上

2022. 12.25 改訂